

4. 知的所有権

最近、知的所有権という言葉が新聞や雑誌に毎日のように顔を出すようになった。このように知的所有権（大別すると工業所有権と著作権に分かれる。）が取りざたされるようになったのは、アメリカと日本の知的所有権（工業所有権の中の特許権）のトラブルからである。

例えば、某大手コンピュータメーカーが知的所有権料を数百億円もアメリカのコンピュータ会社に支払うというような、大小さまざまなトラブルがアメリカと日本の間に起こっている。

また、百科辞典や辞書のデータベース（CD-ROM）化にみるように著作物の形態も多様になり、技術的にはその内容を自由に加工することが可能になってきた。このように知的所有権（著作権）をめぐる社会は変動を続けており、かつ権利関係は極めて複雑になってきている。今回自作教材等をデータベースすることを検討しているが、実施に当たっては著作権侵害にならないよう慎重を期して実施することが必要である。

4-1 データベースにかかる著作権

(1) 著作権法によるデータベースの保護

データベースは、昭和61年5月の著作権法（以下「法」という。）改正により著作物とされ、保護されるようになった。そして用語として定義されると同時に、データベースがどのような要件を具備したときに保護するか規定された。

具体的には、法第2条1項10号の3に次のように定義された。

「データベースとは、論文、数値、図形、その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機（コンピュータ）を用いて検索できるように体系的に構成するものをいう。」

（*その他の情報の集合物とは、例えば地名情報、文献情報、商品情報、技術情報、新聞記事情報、判例情報等で、集合される情報をいう。）

さらに、法第12条の2には、そのデータベースの定義にあたるもののうち、保護に値するものを次のように規定している。

「データベースで、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護をする。」

(2) データベースの著作権

データベースに発生する著作権も通常の著作権と異なるところはないが、データベースに蓄積されている個々の情報が著作物である場合には、データベース作成者の著作権と、個々の情報の著作者の有する著作権と両方があることに注意しなければならない。

データベースに含まれる個々の情報が学術等の著作物である場合、利用者がデータベースに蓄積された個々の著作物をコンピュータから検索し、プリントアウトする行為は、著作物の複製に該当するので、個々の情報の著作者の複製権が及ぶ。したがって利用者は著作者から複製の許諾を得なければならない。しかし、データベース作成者が、データベースの作成の際、個々の情報の著作者からアウトプットの行為についても一括して許諾を得ている場合には、利用者は改めて著作者から許諾を得る必要はない。

4-2 教材データベースにかかる著作者の権利

法第17条で著作者の権利が規定されており、著作者の権利は、人格的・精神的利益を保護する著作者人格権と財産的な利益を保護する著作権の二つに分かれる。著作者人格権には、三つの権利（公表権、氏名表示権、同一性保持権）があり、当該権利は譲渡したり、相続したりすることはできない一身専属性であることが、法第59条で定められている。

一方、著作権には、九つの権利（複製権、上演権・演奏権、放送権・有線送信権等、口述権、展示権、上演権・頒布権、貸与権、翻訳権・翻案権等、二次的著作者の利用に関する原著作者の権利）があり、当該権利はその一部又は全部を譲渡したり相続したりすることができることが、法第61条で定められている。

以上のことから、著作者は、上述のような権利を専有するが、現在各訓練施設で訓練指導員が作成している自作教材作成の実態を考慮すると、これらの自作教材をデータベース化する場合には、少なくとも法第21条（複製権）、法第23条（放送権、有線送信権等）の著作権侵害になることは、明白である。その理由は、自作教材の多くが市販されている本を複製しているからである。現行の利用形態における複製は、法第35条によって「学校その他の教育機関において教育する者が必要とされる限度において複製し授業に使用してもよい」と認められているが、データベース化し複数の指導員が同じ複製物を使用することになれば、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」複製権を侵害

することになる。

さらに、今回のデータベース化構想では、ネットワーク（オンライン・サービス）化することも考えられているので、「著作者は、その著作物を放送し、又は有線送信する権利を専有する。」有線送信権等を侵害することになる。

なお、内容によっては、法第27条（翻訳権、翻案権等）及び法第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）も侵害する恐れがあるものと思われる。

法第15条では、職務上作成する著作物の著作者について、「法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限りその法人等とする。」ということが定められている。

具体的には

- ① 著作物が法人の発意によること。
- ② 職務上作成する、つまり委員会等を開催して作成すること。
- ③ 法人等の業務に従事する者の創作、つまり作成するメンバーは委員会等の委員によること。
- ④ 公表するときは、自己の名義（法人名）で公表すること。
- ⑤ 契約、勤務規則に別段の定めがないこと。

以上の①から⑤の要件を全て具備しないと法人等は著作者にはならない。したがって、訓練指導員が訓練現場あるいは自宅で作成した自作教材が、法第2条1項に適合する（著作物）自作教材の場合には、言うまでもなく当該指導員が著作者になるので、本人の許諾を得る必要がある。

4-3 仲介業務団体の実態

現在、文化庁長官の業務許可を受けた代表的な著作権管理団体には、(社)日本音楽著作権協会、(社)日本文芸著作権保護連盟、(協)日本脚本連盟、(協)日本シナリオ作家協会の四団体がある。しかし、学術・文献については、「著作権に関する仲介業務に関する法律」の適用を受けないため業務許可を受けた著作権管理団体はない。

学術・文献に関する任意団体としては、日本複写権センターが、平成3年9月

30日に設立された。しかし、設立の経緯をみると、「出版物から複写する場合、ほとんど著作権者の許諾を得る必要があるが、個々の著作者に許諾を求めるとはきわめて煩雑である等のため、違法な無断コピーが放任されていた。そこでこのようなコピーについて、著作権者の権利を擁護するとともに、許諾を得ようとするコピー利用者の便宜を図るため」に（社）日本文芸著作権保護同盟、学協会著作権協会、出版社著作権協議会等13団体によって複写に関する権利を一カ所で集中的に管理していく団体として設立されたもので、データベースを前提としたものではない。

データベースに関する著作権の管理を行っている団体は、現在のところ存在せず、したがって著作権侵害を解決するためには、個々の著作者に許諾を求める以外に便法はない。

なお、法第61条（著作権の譲渡）で、著作権は、その全部又は一部を譲渡することができることは前述したが、一般の出版物については、著作権の譲渡はほとんど行われていないのが実状である。従って、著作者に許諾を求めることになるが、一部著作者が学会に著作権を譲渡（例えば、工学あるいは自然科学の分野では、学会に著作権がある場合もある。）している場合があるので、著作権者が誰であるのかを確認する必要がある。

4-4 出版者の権利

著作者は法第79条（出版権の設定）で規定しているように出版者に対し出版権を設定し、出版者は法第80条（出版権の内容）の規定をうけて著作物を原文のまま複製する権利を専有する。しかし、法第80条の3項で出版権者は、「他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない。」と規定されている。従って、著作権者が出版者に対し著作権の全部又は一部を譲渡しない限り、あくまでも著作権は著作者にあるので当該著作者に許諾を求めることになる。

4-5 著作権問題にかかる処理体制の必要性

既存の自作教材は、市販図書等の複製によって作成されている等の著作権問題を内包しているものが多い。そのため当該自作教材をデータベース化する場合

は、次に示す業務を処理するための体制の確立が不可欠である。

- ① 自作教材の収集及び整理
- ② 著作権侵害等の審査
- ③ 著作権者に対する許諾の渉外等

(1) 自作教材の提出方法

自作教材を積極的に提供してもらうためには、職業訓練用教材データベースが、訓練指導員にとって職業訓練を実施する上で非常に有用な支援システムであり、また社会の多種多様なニーズに迅速に対応するためにも不可欠なものであることを、訓練現場の指導員に理解してもらうと同時に有益なシステムとするためには、現在各訓練現場で自ら作成し使用している教材を自主的に提供し、当該教材をデータベース化することが必要不可欠であることを認識してもらうことが必要である。しかし、調査によれば、自作教材の提供について半数程度の方は、提供することを拒んでいる。その大きな理由として自作教材が市販本の複製であるため、著作権侵害を懸念していることがある。したがって、市販本をコピーし編集した自作教材を一定の条件の下で自分の授業に使用することは、何等著作権の侵害に当たらないことを周知すると同時に、その自作教材をそのままデータベースとして使用することは、原作者の著作権侵害に当たるので、提供された自作教材については、著作権侵害を回避する処置をする旨を併せて周知することが必要である。

また、自作教材を提出する際には、自作教材と一緒に「自作教材提出報告書」(仮称)及び複製した部分をコピーして提出させることが必要である。

なお、「自作教材提出報告書」の必要記入事項として ①所属 ②作成者名 ③自作教材名 ④複製の有無 ⑤複製した図書名 ⑥複製した図書の著作者名 ⑦複製の範囲等の項目を設ける。

(2) 著作権侵害等の確認及び審査

提出された自作教材は、複製による自作教材なのか法第2条1項に該当する自作教材なのか確認する必要がある。複製しているものであれば許諾を得る必要から複製部分を確認する。また、法第2条1項の著作物であっても他の著作物を引用している場合は、その引用が下記に示す適正引用であるか確認する。適正引用であれば許諾は必要ないがそうでない場合は、なんらかの措置を取らなければならない。

適正引用とは、第32条（引用）によって、次の要件を全て具備しなければならないとされている。

- ①自分の著作物が「主」であって、他人の著作物が「従」でなければならない。
（自分の著作物が主体）
- ②他人の文章を自分の文章に引用する場合は、原文のままであること。
- ③自分の著作物に他人の著作物を引用する必然性があること。また引用する場合、文章は最小限度でなければならない。ただし、写真、絵画を引用する場合は、全部掲載しなければならない。それを一部掲載した場合は、著作者人格権第20条（同一性保持権）の著作権侵害になる。
- ④引用した場合は、出所を明示する。その場合引用した箇所に出所を明示しなければならない。

また、複製であれ引用であれ法第48条に示す出所の明示が適正に行われているか確認する必要がある。

なお、本条の違反行為にも罰則が適用される。（法第122条）

（3）著作者に対する許諾

著作権侵害に該当する自作教材については、大原則として著作者に許諾を得ることが必要である。しかし、二次的な利用について現行では利用者との交渉を出版者に委任している著作者もいるので、まず出版者と交渉することが業務を円滑に行える方法と考える。

著作者に許諾を得る場合は、例えば、「著作物使用願い」を作成し、著作者に対し郵送する等の方法によって許諾を求める。（場合によっては、著作者に面会し許諾を求めることも必要。）

また、「著作物使用願い」の内容は、①使用の趣旨②使用する著作物名③使用する著作物の分量（全頁のうち何頁）④著作物の許諾の範囲⑤承諾依頼⑥使用料（補償金）⑦支払方法等の項目を設けることが必要である。

（4）許諾料

許諾の際には許諾料（使用料）が必要となるが、一定の基準によって算出されなければならない。

著作者に支払われている権利の使用料（ロイヤリティー）あるいは補償金は、現行では次のような算出法によって決定されている。なお、原則的に許諾料の決定は、著作権者にある。

a. 著作物を教科用図書等への掲載（法第33条）する場合の補償金

文化庁長官が毎年定める額（法第33条の2項）を著作権者に支払うことになっている。

補償金は、下記の3つの分類をもとに額を算出している。

①発行部数によって1万部未満、1万部以上から5万部未満、以後5万単位で増加、100万部以上に分類される。

②種類によって第1種から第4種に分類される。

第1種とは、教科書等に掲載された分量が四百字詰原稿用紙21枚以上に相当する著作物をいう

第2種とは、11枚以上20枚以下

第3種とは、10枚以下

第4種とは、短歌、俳句その他これに準ずる著作物をいう。

③小・中学校用と高等学校用に分類される。

b. 日本複写権センターの使用料金

基本になる料金を1頁2円とし、それに頁数を乗じて計算する。

c. 出版者の著作者に対するローヤリティー

雑誌や教科書の場合ケースバイケースではあるが、一般的には定価の12%から15%に出版部数を乗じて計算する。